

協議

安曇野市教育大綱と安曇野市教育振興基本計画の統合について

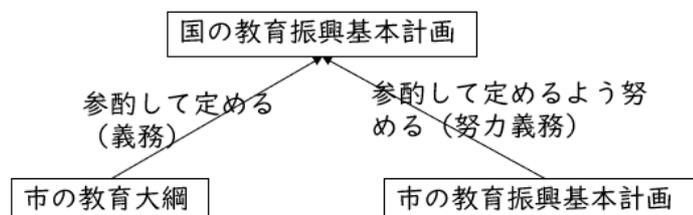
1 趣旨

安曇野市教育委員会では、「第3次安曇野市教育大綱（令和5年度～令和9年度）」の趣旨・内容を踏まえた「安曇野市教育振興基本計画」の策定を進めている。この計画は、文科省通知に基づき、安曇野市教育大綱を兼ねるものとしたため、協議の上、承認をいただきたい。

2 経過等

(1) 教育大綱と教育振興基本計画の根拠等

計画	根拠条文	概要
教育大綱 (義務)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3	国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体の教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。
教育振興基本計画 (努力義務)	教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項・2項	国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



(2) 2つの計画の関係

ア 教育大綱・教育振興基本計画のいずれも、国の教育振興基本計画を参酌して定めるものとされている。

イ この2つの計画の関係については、次の文科省通達がある。

○地方教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。平成26年7月17日付け26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知

3 安曇野市教育振興基本計画の策定経過

(1) 安曇野市教育大綱の課題

安曇野市教育大綱は、目指すべき「安曇野の子ども」像を的確な標語として掲げている。他方で、基本理念・基本方針と具体的な各事業が必ずしも結びついておらず、また、進捗管理のための成果指標が設定されていない。



より計画的に教育行政を進めるため、「安曇野市教育振興基本計画」の策定に着手したものの。

【第3次】安曇野市教育大綱

期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

基本理念

***からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を育みます。**

***すべての人が生涯を通じて学び合い、文化・芸術のかおり高い安曇野を目指します。**

※「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる」は、安曇野市堀金出身の文芸評論家・作家・教育者の白井吉見さん(1905-1987)の講演「中学生諸君に望む」(1967)から

(2) 安曇野市教育振興基本計画策定の目的

教育分野における本市の目指すべき姿と進むべき方向性を定め、中長期的視点に立った本市の教育に対する考え方や事業の進め方などを市民に明らかにする。

ア 教育行政の計画的・総合的な推進

・教育行政全体を見据えた計画策定・改訂・進捗管理を図り、バランスの取れた施策の展開を図る。

イ 教育委員会所管の行政計画の一元化・体系化

(3) 2つの計画の統合に向けた確認事項

ア 現在、教育委員会では、「安曇野市教育大綱」に基づき、以下の個別計画を定め、各課が進捗管理している。

①教育委員会が所管する主な個別計画

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・市小中学校の将来構想 | ・第2次図書館基本計画 |
| ・第2次生涯学習推進計画 | ・新市立博物館構想 |
| ・第2次文化振興計画 | ・第2次子ども・子育て支援事業計画 |

②計画期間等

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1
国・教育振興基本計画	→				→	
総合計画	→				→	
教育振興基本計画		→				→
					国の次期計画を精査しつつ、改訂	
教育大綱	→		教育振興基本計画に統合			
小・中学校の将来構想	→		教育振興基本計画に統合			
生涯学習推進計画	→				→	→
					1年延長・改訂年度	
文化振興計画	→				→	→
					1年延長・改訂年度	
図書館基本計画	→				→	→
新市立博物館構想						
子ども・子育て支援事業計画	→	→				→
					1年延長・改訂年度	
こども計画		→				→

イ 第2次生涯学習推進計画は、改訂版が令和5年度に施行されたばかりであり、これを本年度に更に大きく変えることは行わない。

ウ 本年度に策定する第1次教育振興基本計画では、既に計画が施行されている分野について抜本的に見直しを行うことは難しい。

◎したがって、第1次教育振興基本計画は、以下の構成になると見込まれる。

総則…教育委員会6課が共通して目指すべき基本理念・基本方針
各論…現在、個別計画を策定していない学校教育分野、学校給食分野の個別事業。

(4) 教育大綱と教育振興基本計画を統合した場合の期待できる効果

《教育振興基本計画と、それにぶら下がる各課の個別計画》という枠組みを作ることで、第2次教育振興基本計画で予定される教育委員会所管の各計画の統合・再編に向けた基礎固めができる。

- ・ただし、現在施行中の個別計画が安曇野市教育大綱に基づいているので、安曇野市教育大綱を兼ねるものとなる教育振興基本計画は、教育大綱の内容から大きく異なるものとするのは難しい。

↓

第1次安曇野市教育振興基本計画（令和7年度～10年度）	原則として、現在の「第3次安曇野市教育大綱」を引き継いだ内容となることが見込まれる。
第2次安曇野市教育振興基本計画（令和11年度～15年度）	教育振興基本計画と各個別計画を同じタイミングで改訂することで、教育振興基本計画→それに基づく各個別計画という教育行政の一元化を実現することができる。

（4）策定経過

- 令和5年11月 教育委員会定例会へ趣旨説明
- 12月 市議会福祉教育委員会への説明
関連例規の整備等
- 令和6年5月 第1回庁内プロジェクトチーム会議
- 7月 第1回計画策定検討委員会開催
小中学生・保護者に対するアンケート実施
子どもの意見聴取（ワークショップ）

（以下予定）

- 8月 アンケート分析・計画骨子作成
- 9月 第2回庁内プロジェクトチーム会議（計画骨子案作成）
第2回計画策定検討委員会（計画骨子検討）
- 10月 第3回庁内プロジェクトチーム会議（計画素案作成）
- 11月 第3回計画策定検討委員会（計画素案検討）
- 12月 パブリックコメント
- 2月 第4回計画策定検討委員会（成案報告）

（以 上）

報告 1

子どもの安全な環境について

1 趣旨

「穂高北小学校狐島区スクールバス等の児童の安全確保を目的とした柔軟な運用についての陳情」等について報告するとともに、これに対する意見や現地視察を踏まえた所感等を交換するもの。

2 経緯

- (1) 「穂高北小学校狐島区スクールバス等の児童の安全確保を目的とした柔軟な運用についての陳情」について（陳情者 狐島地区子ども育成会安全指導部、狐島区）
ア 6月の市議会において、当該陳情が採択された。

《陳情の趣旨》

- ① 穂高北小学校狐島区スクールバスの通学距離による利用基準を緩和すること。
- ② スクールバス停留所は、児童が歩道を歩き安全に登下校できる場所を基本とすること。
- ③ ①・②は、状況の変化に応じ見直していくこと。
- ④ 全ての安曇野市立小学校のスクールバス運行について、見直しと改善を図ること。

※全文は別添のとおり。

イ 7月19日、教育委員が現地を視察した。

- (2) 「穂高北小学校スクールバスに係る要望」について（要望者 豊里地区）

ア 穂高北小学校におけるスクールバス利用基準は学校から片道4km以上とし運用されてきたところ、野生鳥獣の出没や気候変動、人家のない区間の通学を余儀なくされること等からの利用基準の緩和を求める要望が以前から繰り返されてきた。

イ 利用基準を見直し、①1, 2学年の低学年であって、所定のバス停まで徒歩で行けること、②下校時に相当の距離にわたり単独下校となること、③通学距離が3.5km以上である等の条件を満たす児童については、スクールバス利用を認めることとし、令和6年4月から運用を開始した（新利用基準）。

ウ 今回、新利用基準に対し、「3学年に達した後は、単独通学となり安全確保が十分に保てない状況に陥ることが懸念される」等の理由で更なる利用基準の緩和を求

める以下の要望が為された。

人家の少ない田園地帯や野生鳥獣の出没区域が通学路となっている地理的状况から、安全確保のため、さらに乗車基準を見直し、豊里区全児童がスクールバスを利用できるよう要望するもの。

- (3) 教育委員会としては、安曇野市教育大綱の掲げる「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる《未来を拓くたくましい安曇野の子ども》」を育くむためには、子どもが安全に、安心して学ぶことができる環境を整えることが必要であること、そして、そのために何ができるか考えていく必要性を改めて確認した。

(以 上)



6 議会第 388 号
令和 6 年 7 月 2 日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市議会議員 松枝 功



陳情の送付について

令和 6 年安曇野市議会 6 月定例会（6 月 27 日）において採択した陳情について、参考までに下記のとおり送付します。

記

1 陳情件名

穂高北小学校狐島区スクールバス等の、児童の安全確保を目的とした柔軟な運用についての陳情

2 送付書類

- ・ 陳情書
- ・ 委員会審査報告（該当部分のみ抜粋）

議会事務局 参 事：青木 規素 議事係：兼井 聖太 内線 710-3412
--

陳 情 書



2024年5月27日

安曇野市議会

議長 松枝 功 様

399-8302 安曇野市穂高北穂高 892 番地 1

代表・狐島地区子ども育成会安全指導部 大谷 健史

399-8302 安曇野市穂高北穂高 750 番地

穂高地区 狐島区長 柿本 豊

399-8302 安曇野市穂高北穂高 441 番地 13

狐島区こども育成会長 松波 将司



穂高北小学校狐島区スクールバス等の、
児童の安全確保を目的とした柔軟な運用についての陳情

陳情の趣旨

現在、安曇野市小学校スクールバスの利用基準は通学距離が片道 4km 以上の児童を基本としている。一部 4km 未満でも乗車を許可しており、その背景には、歩道の設置が無い通学路を通らざるを得ないことや山間部で民家の少ない場所を通学することなど、児童に関わる安全を確保する目的がある。バス停の変更は利用者と運航業者の了承が得られれば可能とされている (資料.1)。

狐島区は、穂高北小学校から通学路経由で約 2.4~5.0 km に位置している (資料.2)。狐島区全児童の通学路には県道 307 号線 (下木戸有明停車場線) 青花見地区公民館~北穂高認定こども園の区間が含まれている。この区間は交通量が多い上に、道路の幅が非常に狭く、歩道も設置されていない。また、道路に接する民家のブロック塀が高く、見通しが悪いところも多く、非常に危険な状況である (資料.3)。

交通量が多い原因の一つは、安曇野市が整備し今後拡張が予定されている青花見工場団地の通勤経路となっている事である。加えて、松本糸井川連絡道路のインターチェンジ開設が予定されており、近い将来さらに交通量が増え、危険性が増悪する見込みである。

このような危険を避けるため、この区間を徒歩通学する狐島区の児童は皆無であり、スクールバスを利用するか保護者が青花見公民館前まで送迎しており、通学路の安全確保は喫緊の課題である。

現在狐島区の児童は、通学距離が片道 4.0km (1.2 年生のみ 3.5km) 以上はスクールバスの利用が認められている。スクールバスの運行範囲は、登校時は自宅付近の停留所から青花見公民館まで、下校時は穂高北小から北穂高認定こども園までとなっており、全ての児童は 2km 以上を自力で登下校を行っている。また、通学路で最も危険な上記の区間を通過して児童が登下校しないように、登校時と下校時の停留所を別にするといった柔軟な運用をすでに行っており、一部の児童に対しては安全を確保する方策がとられている。

一方、通学距離 4km 未満の児童は、上記の通学路で最も危険な区間を徒歩で登下校することを強いられている。また、県道 307 号線では、高橋節郎記念美術館から下木戸の区間で歩道が無く、道路脇の用水路は幅が広く蓋もかぶされていない。そこをスピードを出して走る自動車の交通量が多く、非常に危険な状況にある。さらに、下木戸の多くの児童は横断歩道も信号もない県道 85 号を横断して帰宅している状況であり、非常に危険な登下校を強いられている (資料. 4.5.6)。

そこで、安曇野市のスクールバスについて、児童の安全と交通安全を確保するために、以下の 4 項目をお願いいたします。

陳情の事項

1. 穂高北小学校狐島区スクールバスの通学距離による利用基準・片道 4.0km (1.2 年生のみ 3.5km) 以上を 2.3km 以上等と緩和し、危険区域を徒歩で通学する児童が全員乗車できるように配慮してください。
2. スクールバス停留所については、児童が歩道を歩き安全に登下校のできる場所を基本としてください。
3. 前記 1. と 2. については、バス通学児童の状況の変化を鑑み、適宜見直しを行ってください。
4. 本陳情は穂高北小学校狐島区スクールバスに留まらず、安曇野市立小学校のすべてのスクールバス運行について、必要に応じて見直しと改善がなされるよう望むものです。

添付資料 1) スクールバス運行の課題について (PTA 連合会資料)

2) 通学路安全マップ

3) 4) 5) 6) 通学路写真

スクールバス運行の課題について（PTA連合会資料）

平成31年2月6日
安曇野市教育委員会

【現状】

安曇野市のスクールバスの利用基準は通学距離が片道4km以上の児童を基本としていますが、旧町村の運行基準をそのまま準用しているため、4km未満でも乗車を許可している地域や中学生が利用している地域があります。

4km未満でも乗車を許可している背景には、歩道の設置が無い通学路を通らざるを得ないことや山間部で民家が少ない場所を通学することなどの児童生徒にかかわる安全を確保する目的があります。

《スクールバスを運行している学校》

豊科南小学校、豊科東小学校（タクシー）、穂高北小学校、穂高西小学校、三郷小学校、明南小学校、明北小学校、明科中学校。

【課題】

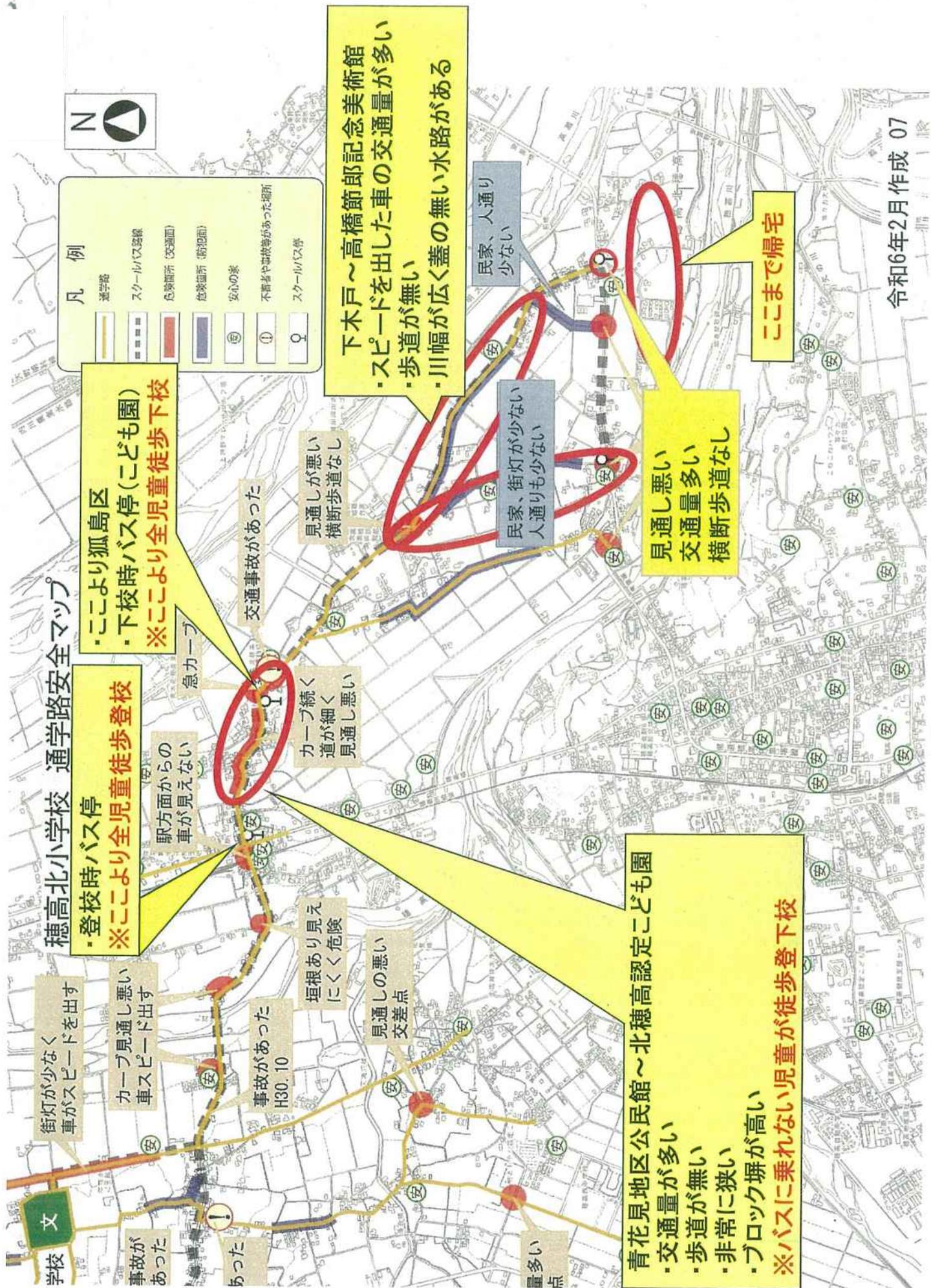
開発等で今まで農地だったり、空き地だったりした場所に住宅が建設されるようになったことで、バス利用者の境界が判定しにくくなってきている現状があります。

障害者差別解消法では、特別支援学級への児童生徒受け入れに関する合理的な配慮を求められていることから、関係する児童生徒の通学について問い合わせが多くなってきています。

また、不審者や野生動物の出没が多くなるにつれ、スクールバスの利用範囲拡大やバス停の変更にかかわる要望も多くなってきています。

【上記の課題解決に向けた考え方】

- ①利用者の判定については、過去の経過や現状を踏まえ、最終的には学校の判断に委ねざるを得ない。
- ②特別支援学級に就学する児童生徒の利用については、教育委員会、学校、保護者で調整が必要。
- ③バス停の変更は利用者と運行業者の了承が得られれば可能と考える。
- ④利用範囲の拡大については、運行基準を超える場所への居住や開発などには対応が必要と考えるが、基準以下の範囲拡大は実質困難である。
- ⑤不審者や野生動物の出没については、スクールバスの路線外でも起こりうることであるため、基本的には利用者の拡大は困難と考える。特別な地域において期限付きの対応であれば検討の余地あり。
- ⑥利用範囲の拡大は、利用者の利害関係や業者の対応、予算措置など多くの課題があるため慎重に議論する必要がある。
- ⑦単純に利用範囲を広げるのではなく、地域や団体の協力、現状行われている活動の中で対応が可能であれば連携して解決方法を見つけたい。

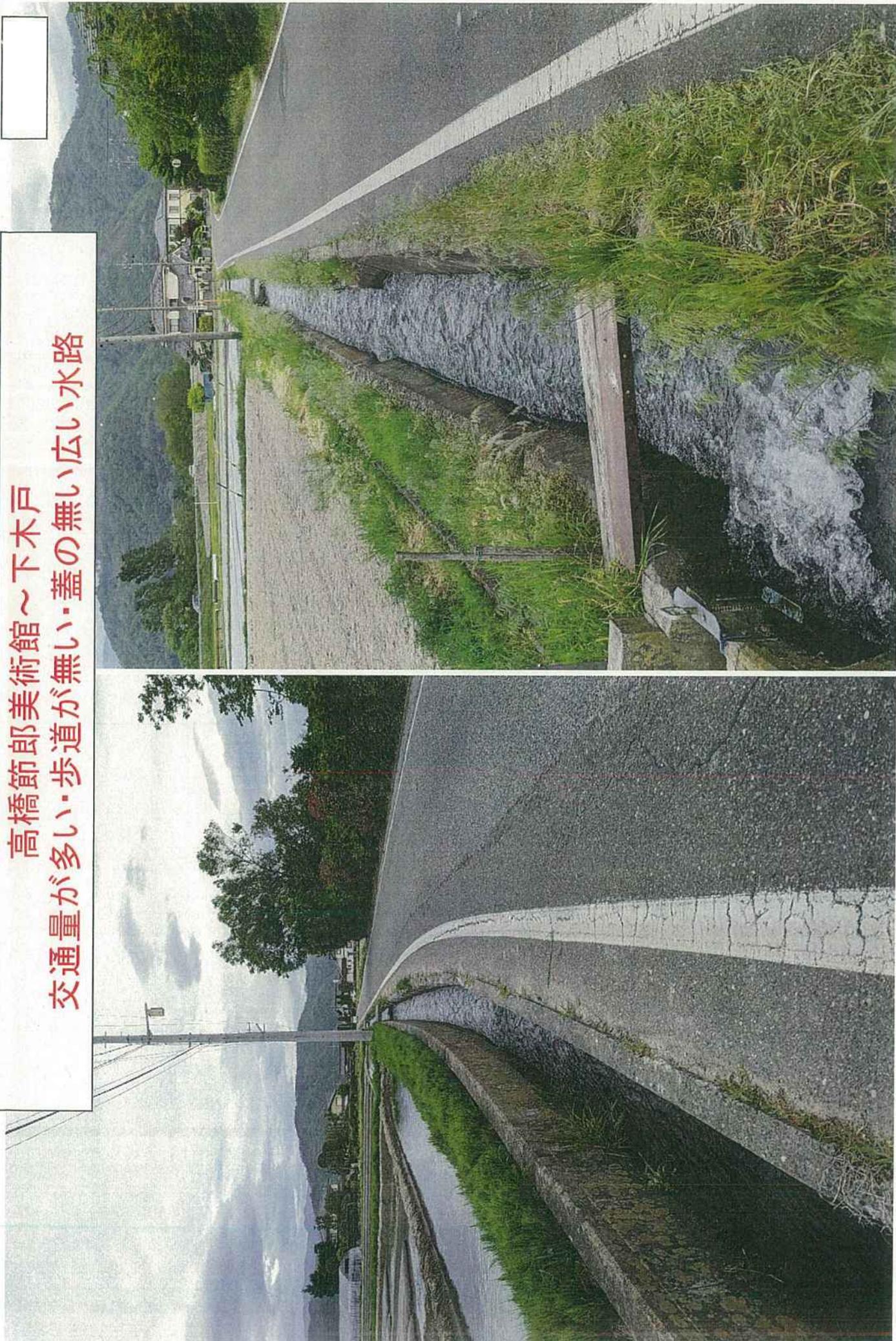


令和6年2月作成 07

青花見公民館～北穂高認定こども園
交通量が多い・歩道が無い狭い・高いブロック塀に囲まれる



高橋節郎美術館～下木戸
交通量が多い・歩道が無い・蓋の無い広い水路



県道85号 下木戸公民館前
横断歩道が無い道を横断



県道85号 下木戸公民館～常盤橋間
横断歩道が無い道を横断



福祉教育委員会審査報告

陳情第1号	穂高北小学校狐島区スクールバス等の、児童の安全確保を目的とした柔軟な運用についての陳情
審査内容	(委員の意見) <ul style="list-style-type: none"> ・子供の命を危険にさらすという選択肢はあってはいけけないので、予算がないとか、人がいないとかは理由にならないと思う。 ・陳情者から、学校に話合いの場をつくっていただきたいと要望があったが、すぐにでも可能なのではないか。 ・危険度があまりにも高い場所は、即座に危険を排除する工夫を取ってほしい。
	(審査を継続したいとする意見) <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの安全のために早急に手を打たないといけけないことは分かるが、検証や所管部との話を聞きたい。継続審査を申請したい。
審査結果	上記のような審査を継続したいという意見について、諮ったところ、賛否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が「継続審査としないもの」と裁決し、討論に移りました。
審査内容	(委員の意見) 教育委員会、学校、関係者、道路管理者も含めて、現場を見てもらいたい。
	(再度、審査を継続したいとする意見) 教育委員会等も一緒に現場を確認し、現地調査をすると答弁をいただいた。委員会も一緒に現地調査をして一番いい形に持っていきたい。再度継続審査を出したい。
審査結果	上記のような審査を継続したいという意見について、諮ったところ、賛否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が「継続審査としないもの」と裁決し、討論に移りました。
審査内容	(一部採択したいとする意見) 陳情項目が4項目出ているが、全てに対して一度に採択や不採択という結論が出ないため、一部採択をしたい。
審査結果	上記のような審査を一部採択したいという意見について、諮ったところ、賛否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が「一部採択としないもの」と裁決し、討論に移りました。
審査内容	(採択に反対の意見) 趣旨は理解するが、陳情項目として理解できていない部分がある。現状をもっと知りたいし、スクールバス運行は重要で、もっと話し合うべきだと思ひ、反対する。
	(採択に賛成の意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアといった人手や人の気持ちに頼るのではなく、仕組みで安全を担保していく方向に早く移ってほしいと思ひ、賛成する。 ・事故があつて、全国的に点検がされてグリーンベルトがついたことがある。教育委員会から現地を関係者で視察すると言つていただいたので、すぐにできることはある。すぐにできないことはしっかり考へてもらいたいという意味で、賛成する。
審査結果	上記のような採択に反対の意見があつましたが、採決を行った結果、願意妥当とする意見多数で、「採択すべきもの」と、決定いたしました。

安曇野市 教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様



令和6年6月8日

豊里区
区長
育成会長
小学校PTA会長

田中 博
宇田川
宇田川 隆



バス通学に関する要望書

日頃は児童、生徒の教育指導及び育成活動に特段のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、昨年度、小学生児童のバス通学におきまして、皆様ご尽力のおかげをもちまして豊里区内の一部生徒のバス通学の希望が叶い関係者一同感謝申し上げます。

しかしながら、全児童の安全・安心が確保できたかという観点から現状を見ますと未だ不十分と言わざるを得ない状況にあります。豊里区の置かれています地理的状況は通学路の危険が人家の少ない田園地帯や熊の出没が予見される里山地域等、多岐に危険な状況が予想されます。

【要望事項】

昨年同様、スクールバスの利用基準を見直して頂き豊里区全児童の利用を許可していただき登下校時の安全を確保していただくことをお願いいたします。

【状況】

- 1 今年度バス通学を許可していただいた生徒についても3年生になると徒歩通学になり同学年あるいはご近所の生徒がいない状況になれば単独あるいは少人数での登下校になり安全確保が十分でない状況に陥ります。
- 2 現在豊里区におきましては、地域で子供を育て・守る観点で秋祭りや各行事に小学生・中学生が参加しやすい状況を作る努力をしています、地域の子供が分断されることのない通学環境を作り上げることが地域の希望であり、望みでもあります。

報告 2

令和6年度 安曇野市中学生キャリアフェスティバルについて

1 趣旨

安曇野市中学生キャリアフェスティバルについて、令和6年2月の総合教育会議で協議いただいた意見等をふまえて進捗を報告するもの。

2 開催要領

(1) 目的

生徒が地元安曇野市にある企業などを知り、そこで働く大人の姿や考えに触れることで、自らの生き方・働く意味を考える機会とするとともに、地域の大人とのつながりを通じて郷土愛を持てるようにすることを目的とする。

(2) 日程・対象等

ア 日程 10月17日(木)

イ 会場 穂高公民館

ウ 対象 安曇野市中学1年(780人, R6.5.1現在)

3 参加企業等

市内企業 61 事業者 (R6.7.16 現在)

区分	申込数
農林水産業	7
製造業	14
建設業	1
医療福祉介護	16
飲食業	3
小売業	2
サービス・公務	18
総計	61

詳細は別紙のとおり

4 総合教育会議の意見を踏まえた改善点

(1) 生徒が受け身にならないよう主体的に参加できるための工夫

ア 生徒による実行委員会の組織

- ・各中学校から2名ずつの委員を選出した実行委員会を組織し、当日の開・閉会式の進行や連絡事項の伝達等を行う。

イ 事前の情報提供

- ・生徒の主体性を大切にするために、事前に懇談するブースへの生徒の割り振りを行わない。
- ・Web ページの充実や丁寧な事前説明等を行う。これにより生徒たちは、あらかじめ「自ら訪問したい企業」を十分な時間をかけて考えることができる。
- ・「どの企業を訪問するのか。何を訊くのか」といった十分な動機付けと事前準備を行うことにより、地元で働く皆さんと中身の濃い交流を行うことが期待できる。

(2) 学校を超えた生徒同士のコミュニケーションを行うための工夫

ア 学校を超えた班分けで行う「振り返りタイム」の設定

- ・地元で働く皆さんとの交流後、当日の感想等をまとめる「振り返りタイム」を設ける。この際、学校を超えた班分けを行い、お互いに感想を共有していただくことで、より広い交流を図る。

5 その他

ア 「安曇野市中学生キャリアフェスティバル」の成果については、冊子等を作成し、参加者等に配布するものとする。

イ 「安曇野市中学生キャリアフェスティバル」については、積極的に広報、周知する。

(以 上)

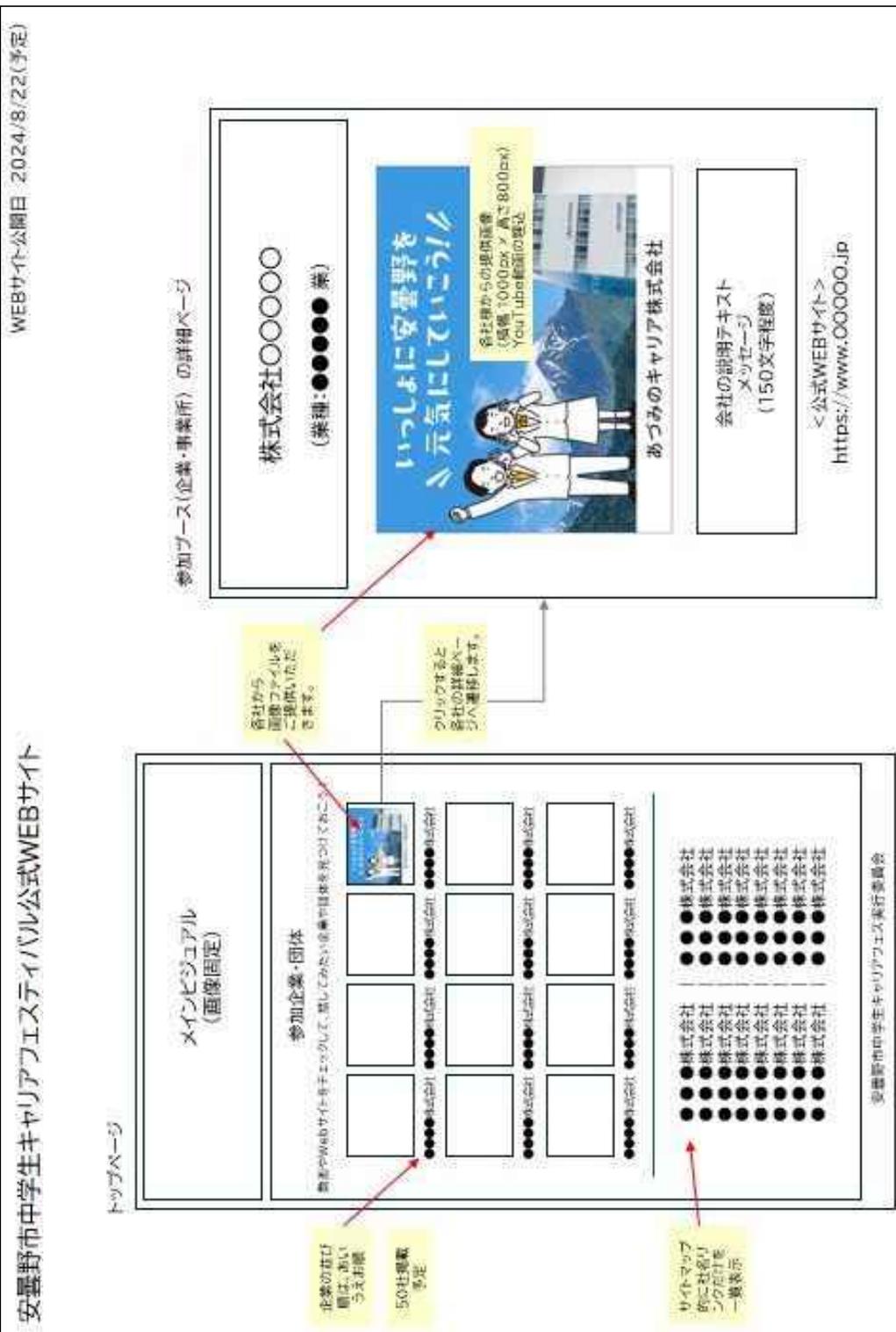
資料3-別紙

NO	事業者	業種	区分
1	ハマ園芸株式会社	総合園芸店	01 農林水産業
2	有限会社斉藤農園	農業	01 農林水産業
3	野口雄貴	農業	01 農林水産業
4	有限会社安曇野ファミリー農産	農業（果樹）	01 農林水産業
5	Com Com ファーム	農産物生産販売、民宿水稲・とうもろこし・玉ねぎ・黒豆	01 農林水産業
6	株式会社辰巳	信州サーモン・ニジマス等の養殖業・惣菜・菓子製造業	01 農林水産業
7	株式会社十一屋	ワサビ栽培 セロリ栽培 パセリ栽培 ワサビ一次加工	01 農林水産業
8	セイコーエプソン株式会社（豊科事業所）	製造業（プロジェクター/産業用ロボット）	02 製造業
9	株式会社マル井	食品製造業	02 製造業
10	有限会社猪又钣金工業	製造業	02 製造業
11	VAIO 株式会社	パーソナルコンピューターの製造・販売	02 製造業
12	株式会社ちくま精機	工場自動化機器の開発・設計・製作	02 製造業
13	彩香	菓子製造販売	02 製造業
14	ゴールドパック株式会社	清涼飲料水の製造	02 製造業
15	サスナカ通信工業株式会社	IT系 情報通信	02 製造業
16	日本電熱株式会社	工業 製造業	02 製造業
17	株式会社サンコー	製造業	02 製造業
18	株式会社 デンソーエアクール	ものづくり企業	02 製造業
19	合同会社安曇野ブルワリー	醸造（発泡酒）	02 製造業
20	ジェーシーシーエンジニアリング株式会社	機械製造業	02 製造業
21	株式会社ハーモニックドライブシステムズ	製造業（歯車）	02 製造業
22	長野県建設業協会安曇野支部・安曇野市建設業組合	建設業（土木・建築）	03 建設業
23	安曇野市社会福祉協議会	福祉・介護（障がい者支援）	04 医療福祉介護

N0	事業者	業種	区分
24	安曇野市社会福祉協議会 介護事業課	福祉・介護（高齢者介護）	04 医療福祉介護
25	安曇野市社会福祉協議会 穂高西部児童館	保育士・教員・社会福祉士・児童厚生員・放課後児童支援員	04 医療福祉介護
26	安曇野内科ストレスケアクリニック	医療（医師・看護師・公認心理士・カウンセラー）	04 医療福祉介護
27	NPO 法人 Gland・Riche	障がい者福祉、子どもの居場所、地域づくり	04 医療福祉介護
28	有限会社 宗明会	介護	04 医療福祉介護
29	一般社団法人 ALiS	医療サービス	04 医療福祉介護
30	安曇野赤十字病院	医療・福祉	04 医療福祉介護
31	相談支援センターそらいろ	福祉・相談支援・療育センター・グループホーム	04 医療福祉介護
32	安曇野市社会就労センター	社会事業授産施設 障害者福祉施設	04 医療福祉介護
33	デイサービス クローバー安曇野	地域密着型通所介護	04 医療福祉介護
34	孝明豊科館	介護老人保健施設	04 医療福祉介護
35	サンクス小規模多機能型居宅介護やすらぎ	小規模多機能型居宅介護	04 医療福祉介護
36	ほっとハウス・ほたかの家	認知症対応型共同生活介護・グループホーム	04 医療福祉介護
37	いやしろ地えんじゅ	介護福祉施設デイサービス	04 医療福祉介護
38	訪問介護ステーション れんげそう	介護福祉施設訪問介護ステーション	04 医療福祉介護
39	ギョウザミュージシャン 嶋田湧	飲食店・移動販売・ミュージシャン・音響・音楽教室	05 飲食業
40	月とビスケット.	カフェギャラリー	05 飲食業
41	bean to bar chocolate 茶菓	カカオ豆を仕入れて自家焙煎しチョコレートを作っています	05 飲食業
42	株式会社アイダエナジー	燃料小売業	06 小売業
43	株式会社綿半三原商店	小売業・菓子製造・販売	06 小売業
44	ライフホップ	キャリアカウンセリング業	07 サービス・公務
45	安曇野地球宿（増田望三郎）	その他サービス業	07 サービス・公務
46	らふてる	学習塾、フリースクール、居場所、学校、教育、農業	07 サービス・公務
47	公益財団法人 安曇野文化財団	その他サービス業	07 サービス・公務

N0	事業者	業種	区分
48	瀬戸康弘、英里佳	海外で働く（JICA 海外協力隊、海外駐在員）	07 サービス・公務
49	特定非営利活動法人 GRIT BASE	運動指導・子育て支援	07 サービス・公務
50	雷鳥写真家・高橋広平	写真家	07 サービス・公務
51	中部電力パワーグリッド 株式会社	一般送配電事業＝電気を送る会社	07 サービス・公務
52	まなびのいえ	プログラミング教室・学習塾	07 サービス・公務
53	松本広域消防局	公共サービス業	07 サービス・公務
54	安曇野警察署	治安維持に関わる公務	07 サービス・公務
55	松本山雅 FC	スポーツビジネス	07 サービス・公務
56	一般社団法人 安曇野市観光協会	サービス業（接客業）	07 サービス・公務
57	安曇野建設事務所	技術系の公務員	07 サービス・公務
58	長野県水産試験場	農林水産業	07 サービス・公務
59	安曇野市内郵便局	複合サービス業	07 サービス・公務
60	安曇野市役所	その他サービス業	07 サービス・公務
61	安曇野市こども園幼稚園課	こども園・幼稚園	07 サービス・公務

安曇野市中学生キャリアアフェスティバル公式WEBサイトについて



報告 3

小規模特認校制度導入の進捗について

1 経緯

令和6年2月（令和5年度第2回総合教育会議）以降の進捗状況は以下のとおり。

令和6年2月 教育委員会定例会で、関係する規則、要綱を整備。

3月 市内小学生に小規模特認校制度周知チラシを配布。

5月 明北小学校にて明北小オープン DAY（学校見学会）開催。

6月 令和7年4月転入学児童の募集開始。
広報あづみの6月号に特集記事掲載。

2 今後の予定

相談期間	6月中旬～9月下旬
小規模特認校への入学・転校申請期間	6月下旬～10月上旬
就学決定	11月上旬
第1期生転入学	令和7年4月から

3 7月16日現在の手続者数等

(1) 見学者数

5月22日 明北小オープン DAY 参加者数	6月25日 明北小学校見学会 参加者数	合計
30名	23名	53名

(2) 申請書交付者数

新1年生	新2～6年生	合計
3名	2名	5名

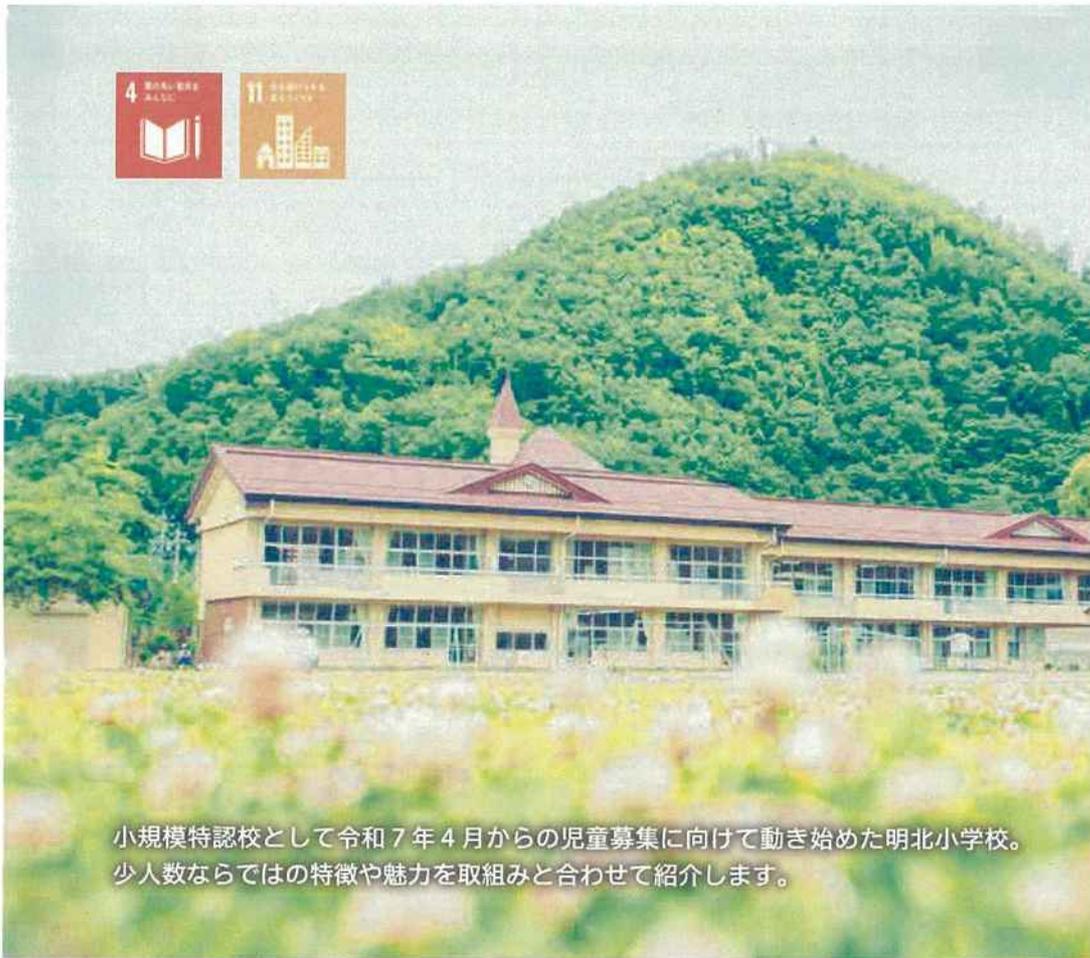
手続をする方は、小規模校であることや、明北小学校の環境に魅力を感じている様子。

(以上)

特集

明北小学校小規模特認校制度スタート

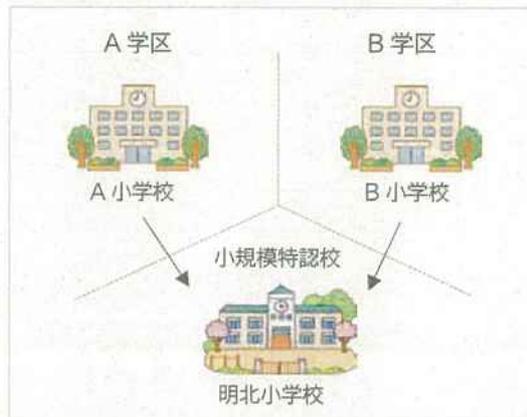
一番小さな小学校の
大きな魅力



小規模特認校として令和7年4月からの児童募集に向けて動き始めた明北小学校。少人数ならではの特徴や魅力を取組みと合わせて紹介します。

小規模特認校制度とは？

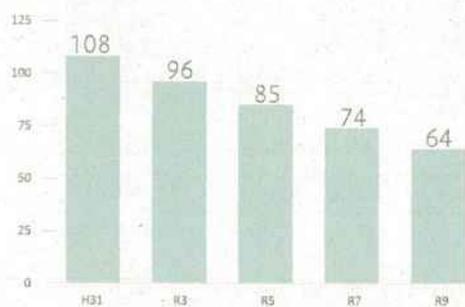
少人数を生かした、きめ細やかな指導や教育環境を持つ小規模な学校で「学びたい、学ばせたい」という児童や保護者に、一定の条件のもと居住する通学区域の枠を越えて、特別に児童の入学（転入学）を認める制度です。



なぜ小規模特認校に？

平成31年には108人いた明北小学校の児童数は、令和9年には64人まで減少すると予想されています。そこで、令和4年度の総合教育会議で小規模特認校制度の導入が提案されました。同時に明科地域が過疎地域に指定され

■明北小学校の児童数推移



たことも含め、明北小学校を一つのきっかけとした地域づくりの側面からも検討を始めました。令和5年には、区長、PTA、学校長などでつくる市立学校通学区域審議会に諮問し、導入が決定しました。

のびのび環境でチャレンジできる

旧国鉄篠ノ井線廃線敷や雷山かみだるま、犀川など豊かな自然環境がすぐそばにある明北小学校。1年生と6年生と一緒に体育の授業や全学年縦割りでの活動、全校鬼ごっこ・かくれんぼなど少人数だからできる学習や活動を多く行っています。これは、明北小学校にとっては特別なことではありません。自然体でつながり、のびのびした環境で学校と地域と一緒にチャレンジしながら成長することを目指しています。

明北小学校の特徴

1. ゆとりある教室環境

少人数のため、ゆとりある環境で学習ができます。先生と児童の距離が近いので、一人一人に寄り添った指導や子ども同士のコミュニケーションが図れます。



2. 全員で作り上げる参加型行事

1～6年生の「たてわり班」活動や運動会の全校リレー、全校鬼ごっこ・かくれんぼなど少人数ならではの学校行事で学年を越えて全校のつながりが生まれます。



3. 明科の自然と地域との関わり

旧国鉄篠ノ井線廃線敷で開かれるアップルハロウィンへの協力や地域のひととのまんじゅうづくりなど豊かな自然を生かしながら地域のひとと共に成長できます。



INTERVIEW

明北小のここがいい！

6年生に明北小学校の魅力を聞きました。



降幡玲花さん

山崎雄斗さん

中村凌太さん

—明北小学校のいいところを教えてください。

中村 山や草花など自然が多くて外で遊んだり、運動するのが楽しいです。

山崎 みんな顔見知りで学年関係なく話せるところがいい。別の学年にいる兄弟からもつながれます。

降幡 人数が少ないから学校全体がチーム。団結力があります。

—好きな学校の行事はなんですか。

一同 明北小まつりです。

降幡 迷路やおばけやしきなど学年ごと出し物や展示をする文化祭みたいな行事。みんな楽しみにしています。

中村 去年はタイムアタック迷路をみんなで考えて作りました。

山崎 みんなで盛り上がりながら作っていく感じが好き。

—小規模特認校への思いを聞かせてください。

山崎 人数が増えるのが楽しみ。明北小ならすぐに仲を深められるはず。

降幡 地域が違くと暮らし方も違う。いろいろな考え方を知れる機会が増えるといいな。

中村 少人数のつながりから学んだことを大人になっても生かせるはず。



まちたんけんへ出発!



ゆとりある学習環境



6年生が1年生にシャトルランを教える体育の授業



少人数でもパワフルな歌声が響く音楽室

レポート

学びの環境を体感 明北小オープンDAY

明北小学校への就学に興味のある人や地域の人などが、普段の学習や生活の様子を見学できるオープン DAY が5月24日(金)に開かれ30人が参加しました。

明北小の今をHPで

日々の様子を「明北小学校の今日」をほぼ毎日HPで公開しています。ぜひご覧ください。

9月26日(木)
オープンDAY開催

明北小学校の様子を知りたい人ならどなたでも参加できます。詳細・申し込みはHPをご覧ください。



明北小学校 HP



豊かな学びと環境を多くの人に

「一」 中には「すれ違う子どもたちの元気な声が響く校舎。2時限目と3時限目を開放し、学びや児童の普段の様子を実際に見られる明北小オープンDAYが初めて開かれました。この取り組みは、特認校制度を利用して就学を希望する人に実際の環境を見てもらうこと、そして、地域の皆さんに改めて明北小を知ってもらいたい、一緒に学校を作っていきたい」という思いが込められています。

少人数ならではの授業風景

明北小学校の最も人数の多い学年は3年生の16人。授業はゆとりある環境で、先生に聞きやすい雰囲気で行われていました。また、児童同士が分からないことを話し合い、協力しながら進めている姿

が印象的でした。

1年生と6年生が一緒に行った3時限目の体育の授業では、6年生のお手本で準備体操をした後、シャトルランを一緒に走りました。1年生の児童たちは、6年生に応援されながら何往復も体育館を走っていました。また、音楽の授業では、4年生が「君をのせて」の合唱を練習。数人のパートに分かれて練習を行った後、全員で合わせると15人のパワフルなハーモニーが音楽室に響き渡りました。

ここだからできる経験とつながり

明北小には特別な支援体制や設備があるわけではありません。しかし、児童数が少ないからできる「環境」「学び」「つながり」があります。それが明科の豊かな自然とマッチすることで、ここでは経験できない6年間になるのではないのでしょうか。

オーブンDAYなどで明北小学校の魅力積極的にPRし、参加者の質問に親身に応じている浅川浩校長に、思いを聞きました。

**4つの特徴
「あかしな」を生かして**

「あつまる」「かんきょう」「しようにんずう」「なかまづくり」この四つの特徴が明北小学校にはあります。まず、「しようにんずう」なので児童も先生も全員の距離が近く垣根のないところが一番の特徴です。45分間の授業で先生と児童が関われる時間は限られています。しかし、ここではそのチャンスが多くあります。

この少人数のメリットを生かして全校で集まる行事を多く行っています。これが「あつまる」です。そして、廃線敷や犀川などの自然に囲まれ、課外活動はもちろん、静かな環境で学習ができる「かんきょう」。また、地域の皆さんに関わっていただいている放課後学習室や放課後子ども教室「ワイワイランド」などの活動も行っており、地域と近い学校でもあります。これも特徴的な環境の一つだと思っています。

これらの三つがそろうことで明

**少人数をプラスに
変える環境が待っている**

北小学校ならではの「なかまづくり」が生まれます。もうお気づきかもしれませんが、それぞれの頭文字を取ると「あかしな」になります。

地域と共に良さを育てたい

「あかしな」に象徴されるこの学校にしかない良さを今後も大切に、地域と共に明科地域の魅力をも含めて安曇野全体に発信し、特徴と良さを育ていきます。また、この小規模特認校制度は、在校する子どもたちにとっても新しい仲間から刺激を受けプラスになることも多いと思っています。

15人ほどの少人数規模での学校生活や学習活動に魅力を感じられる人、この環境をプラスに感じられる人は、まずオーブンDAYや見学にお気軽にお越しください。お待ちしております。



明北小学校 校長 浅川 浩さん

転・入学するには (条件など)

対象・条件

児童とその保護者が市内に住所がある。または令和7年4月1日までに市内に転入する見込みがある1年生から6年生(令和7年度時点)で、次の要件を満たす人

- ①保護者が、明北小学校の教育活動等を十分理解し、その教育活動等に協力すること
- ②保護者が、通学方法・通学の安全確保について責任を負うこと
- ③卒業するまでの間、児童・保護者が、明北小学校に在学する意思があること
- ④特認校申請までに学校見学、体験入学及び明北小学校長との面談を終わらせること
- ⑤①～④のほか、学校教育活動等について教育委員会・明北小学校の方針を順守すること

詳細は市HPをご覧ください。学校見学会も開催しています。学校教育課では就学に関する相談や募集案内を行っています。

問い合わせ

明北小学校に関すること 明北小学校 TEL 62-2130
小規模特認校制度に関すること 学校教育課 TEL 71-2460



市HP